グリーン購入の推進について

グリーン購入とは

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格だけでなく環境のことを 考え、環境負荷ができるだけ小さい製品やサービスを、環境負荷の低 減に努める事業者から優先して購入すること。

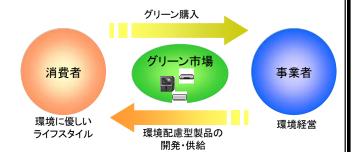
グリーン購入法

(国等による環境物品等の調達の推進に関する法律)

目的: 国等におけるグリーン購入を推進し、環境 負荷の低減に資する物品・役務(環境物品等)への需要の転換を図り、環境負荷の少ない 循環型社会の形成を目指す。

■国等:グリーン購入の推進を義務づけ

■事業者:環境物品等を出来るだけ選択する



■地方公共団体 : グリーン購入推進の努力を求める

法 第十条 第一項

都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、・・・(略)・・・<u>環境物品等の調達の推進を図るための方針を作成するよう努める</u>ものとする。

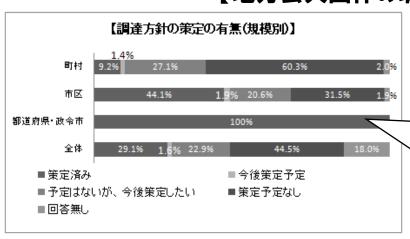
第三項

都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、第一項の方針を作成したときは、<u>当該方針に基づき、当</u> 該年度における環境物品等の調達を行うものとする。

循環型社会形成推進基本計画(平成20年3月閣議決定)

平成27年度までに、全ての地方公共団体がグリーン購入を実施するようになることを目標として設定

【地方公共団体の取組状況】



(平成19年度 地方公共団体のグリーン購入に関するアンケート調査より)

調達方針の策定状況

都道府県・政令市→100%策定済み

市区

→44.1%策定済み

町村

→ 9.2%策定済み

都道府県・政令市に比べ、規模の小さな 地方公共団体においては、グリーン購入の 取組が遅れており、取組を促進するための 周知・支援が必要です。

【グリーン購入取組ガイドライン】



現在グリーン購入に取り組めていない地方公共団体が、無理なくグリーン購入の取組に着手し、着実に推進するための考え方や具体的な方法について紹介した「グリーン購入取組ガイドライン」を作成しました。

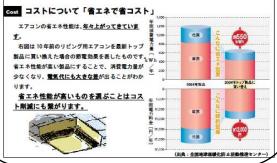
本ガイドラインでは、比較的取り組みやすく、取り組むことでコスト的にもメリットがある品目について、購入時のポイントやコスト削減のポイント等を示しています。

現在、基準の見直し等に伴い、改定を進めており、後日、改訂版を全国の地方公共団体に送付する予定です。

(「グリーン購入取組ガイドライン」より「エアコン」抜粋)
環境配慮型製品の選び方

エアコン





「グリーン購入取組ガイドライン」(環境省HP参照)

http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/other.html

グリーン購入法における基準の見直しの概要

1. コピー用紙における判断基準の見直し案

●総合評価指標方式の導入

- 1. 各製紙会社の環境配慮への技術力及び消費者が求める品質に応じて、古紙に加え、間伐材等及び 未利用材等の環境に配慮された原料についても利用可能とし、環境配慮の指標である「白色度」及 び「坪量(紙の単位当たりの重量)」を加えた総合評価指標方式を導入
- 2. 総合評価指標の計算式に、各指標の数値を代入して算出し、一定以上のポイントを獲得した製品を 適合品とする

【原料構成イメージ】

古紙パルプ 70%以上

森林認証材

間伐材パルプ

環境に配慮された原料

総合

= 古紙パルプ | 配合率

間伐材及び 森林認証材 環境ご配慮 された原料

+ 白色度 + 坪量 ≥

80

基本項目

加点項目

2. スケジュール

〇第5回特定調達品目検討会: 1月19日

○閣議決定: 2月13日

○全国ブロック別説明会:2月中旬~3月下旬

○新基準に基づく調達開始:4月~

【表示例】

